



金沢市公報

第2604号

平成20年(2008年)11月4日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) | 1 |
| 生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の廃止について (") | 1 |
| 市道の区域の変更について (道路管理課) | 2 |
| 道路の供用の開始について (") | 2 |
| 公 告 | |
| 予防接種を行うことについて (健康総務課) | 2 |
| 浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) | 3 |
| 金沢市副都心北部大友土地区画整理組合の施行地区となるべき区域について (市街地再生課) | 3 |
| 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可について (") | 4 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に | |

| | |
|--|---|
| ついて (") | 4 |
| 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (") | 5 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (") | 5 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) | 5 |
| 教育委員会告示 | |
| 平成21年度金沢市立工業高等学校本科第1部(全日制)の課程の第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校) | 5 |
| 消防局公告 | |
| 消防車のサイレンの使用について (警 防 課) | 9 |
| 公営企業公告 | |
| 指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) | 9 |

告 示

●金沢市告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|---------------------------|------------|
| マツモトキヨシ金沢西口薬局 | 金沢市木ノ新保町1番1号 金沢百番街くつろぎ館2階 | 平成20年9月1日 |
| ゆあさメンタルクリニック | 金沢市長坂3丁目13番10号 | 平成20年9月9日 |
| 和平歯科医院 | 金沢市寺中町チ45番地1 | 平成20年10月1日 |
| 河崎歯科医院 | 金沢市森山1丁目17番22号 | 平成20年10月1日 |

●金沢市告示第238号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療

機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|---------------------------|------------|
| 佐藤小児科医院 | 金沢市兼六元町6番3号 | 平成20年8月31日 |
| マツモトキヨシ金沢西口薬局 | 金沢市木ノ新保町1番1号 金沢百番街くつろぎ館2階 | 平成20年8月31日 |

●金沢市告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年11月4日から同月18日まで一般の縦覧に供します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|----------------------|-----------------------|------|-------------|-------|
| 一級幹線 | 1級幹線 11号 北 安 江 線 | 北 安 江 2 丁 目 2201番 先から | 旧 | 15.2 ~ 25.1 | 116 |
| | | 北 安 江 2 丁 目 2240番 先まで | 新 | 31.0 ~ 37.2 | 116 |
| 一般市道 | 三 馬 24号 横川3丁目線 1号 | 横 川 3 丁 目 252番 3先から | 旧 | 4.8 | 29 |
| | | 横 川 3 丁 目 252番 4先まで | 新 | 5.3 | 29 |
| 一般市道 | 三 馬 24号 横川3丁目線 4号 | 横 川 3 丁 目 252番 1先から | 旧 | 4.6 | 24 |
| | | 横 川 3 丁 目 252番 3先まで | 新 | 5.3 | 24 |

●金沢市告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年11月4日から同月18日まで一般の縦覧に供します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始日 |
|----------------------|---------------------|------------|
| 三 馬 24号 横川3丁目線 1号 | 横 川 3 丁 目 252番 3先から | 平成20年11月4日 |
| | 横 川 3 丁 目 252番 4先まで | |
| 三 馬 24号 横川3丁目線 4号 | 横 川 3 丁 目 252番 1先から | " |
| | 横 川 3 丁 目 252番 3先まで | |

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
(1) 65歳以上の者

- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間
 平成20年10月21日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成21年1月8日とする。
- (1) 平成20年12月21日から同月31日までに65歳になる者
- (2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成20年12月21日から同月31日までに60歳になる者
- 4 予防接種を行う場所
 別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

| 予防接種を行う 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | |
|------------------|-------------------------|--------------|
| | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 中 濱 克 之 | 石川県済生会金沢病院 | 金沢市赤土町二13番地6 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|---------------------------|----------------------------------|-------------|
| 11 | 北陸総合ビル管理 株式会社 | 金沢市新保本4丁目26番地1 | 平成20年10月10日 |
| 76 | 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋 株式会社 | 愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号 DNI錦ビルディング | 平成20年10月21日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項による金沢市副都心北部大友土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成20年12月4日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 大友町八 25番1から3まで、26番、27番1、27番2、28番1から4まで、29番1、29番2、30番から32番まで、44番1から4まで、45番1、45番2、46番1、46番2、47番から49番まで、79番2、79番4、80番1、80番2、81番1、81番2、82番1、82番2、83番1、83番2、84番1から3まで、85番1、85番2、97番から100番まで、101番2、124番2、126番、127番1、127番2、128番1、128番2、129番1、129番2、130番1から3ま

で、131番1から6まで、132番1、132番2、140番1、141番1、141番2、142番、143番1、143番2、144番3から6まで、145番1、145番2、146番1、146番2、147番2

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 大友町二 6番2、6番3、6番6、7番1から3まで、8番1から3まで、9番1から3まで、10番1から3まで、11番1から3まで、12番1から3まで、13番1から3まで、14番1から3まで、15番1から3まで、16番1から3まで、17番1から4まで、18番1、18番2、19番1から4まで、20番1から3まで、21番1、21番2、22番1から6まで、23番1、23番2、24番1、24番2、25番1、25番2、26番1、26番2、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番2、41番1から3まで、42番、43番1、43番2、44番から46番まで、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、50番から64番まで、68番1から3まで、69番1、69番2、70番1、70番2、71番1、71番2、72番1、72番2、73番1、73番2、74番1、74番2、75番1、75番2、76番1、76番2、77番1、77番2、78番1、78番2、79番1、79番2、80番1、80番2、81番1、81番2、82番から92番まで、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、97番、98番、1001番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (3) 近岡町 1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番の一部、5番の一部、6番、7番の一部、8番1、8番2の一部、9番の一部、70番1の一部、70番2、71番1の一部、71番2、72番1の一部、72番2の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (4) 直江町口の一部

区域内に介在する水路を含む。

- (5) 直江町八の一部

区域内に介在する水路を含む。

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局市街地再生課

3 縦覧期間

平成20年11月4日から同月18日まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月4日

金 沢 市 長 山 出 保

| 土地区画整理組合の名称 | 事業施行期間 | 施行地区 | 事務所の所在地 | 設立認可の年月日 | 変更認可の年月日 |
|-----------------|--------------------------|--|---------------|------------|-------------|
| 金沢市安原中央土地区画整理組合 | 平成6年10月21日から平成23年3月31日まで | 金沢市福増町北及び南、中屋町東及び西、上安原町、打木町東、みどり1丁目、みどり2丁目、みどり3丁目並びに神野町西の各一部 | 金沢市上安原町250番地1 | 平成6年10月21日 | 平成20年10月15日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月4日

金 沢 市 長 山 出 保

| 土地区画整理組合の名称 | 事業施行期間 | 施行地区 | 事務所の所在地 | 設立認可の年月日 | 変更認可の年月日 |
|-----------------|--------------------------|---------------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| 金沢市松村第二土地区画整理組合 | 平成10年2月12日から平成23年3月31日まで | 金沢市松村2丁目、松村3丁目、松村4丁目、松村5丁目及び松村7丁目の各一部 | 金沢市松村5丁目66番地 | 平成10年2月2日 | 平成20年10月21日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 土地区画整理組合の名称 | 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|
| 金沢市安原中央土地区画整理組合 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後6時まで |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

| 土地区画整理組合の名称 | 縦覧場所 | 縦覧時間 |
|-----------------|--------------------------------|------------------|
| 金沢市松村第二土地区画整理組合 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課 | 午前9時から 午後6時まで |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年11月4日

金沢市長 山 出 保

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第8号

平成21年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成20年11月4日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

平成21年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項

1 本科第1部（全日制）

(1) 出願資格

志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住し（入学までに県内に居住する場合を含む。）、

かつ、志願者については次のいずれかに該当する者

ア 平成21年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 募集人員 | 備 考 |
|-----------|------|---|
| 機 械 科 | 80人 | 学年制及び2学期制で、第2学年から機械科はメカニクス及びシステム、電気情報科は電気、情報通信及び情報の各コースに分かれる。 |
| 電 気 情 報 科 | 80人 | |
| 建 築 科 | 40人 | |
| 土 木 科 | 40人 | |

(3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第1部に志願する者をいう。以下同じ。）は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

イ 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

ウ 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

エ 県外からの入学志願者及び⁽¹⁾のイの学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

オ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

(4) 志願変更

ア 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

イ 志願変更手続

(ア) 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

(イ) 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、(ア)に準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

(ウ) 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

(5) 出願及び志願変更等の期間

ア 入学願書受付期間

平成21年2月19日（木）から同月24日（火）まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、⁽¹⁾の工及びびオによるものとする。

イ 志願者数公表

平成21年2月24日（火）午後3時30分に、本校において行う。

ウ 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成21年2月27日（金）から同年3月3日（火）まで

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

エ 調査書等の提出期間

平成21年3月3日(火)から同月5日(木)まで

なお、ア、ウ及びエについての毎日の受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成21年2月24日(火)及び同年3月3日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。

ア 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

イ 調査書等による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査することとし、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。

(7) 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

(8) 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の方は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

(9) 学力検査

ア 学力検査は、平成21年3月10日(火)及び同月11日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

イ 学力検査1日目には、国語、数学、社会、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の5教科の学力検査について実施し、次の日程により行う。

| | | | | | |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 3月10日(火) | 9:00~9:50 | 10:10~11:00 | 11:20~12:10 | 13:10~14:00 | 14:20~15:10 |
| | 国語 | 数学 | 社会 | 理科 | 英語 |

* 各教科100点満点

ウ 学力検査2日目には、次の日程により作文を実施する。

| | |
|----------|-----------|
| 3月11日(水) | 9:00~9:50 |
| | 作文 |

(10) 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成21年3月18日(水)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

(11) 通学区域及び県外からの出願

ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成21年1月9日(金)以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

エ 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に申出ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。

オ エの特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成21年2月27日(金)から同年3月3日(火)午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(12) 帰国生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満の帰国生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(13) 学力検査における特別措置

ア 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、石川県教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。

ウ 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成21年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項13の(1)の例による。

(14) 推薦入学

次の学科について実施する。

ア 募集人員 102人

| 学 科 | | 募 集 人 員 |
|-----------|--|---------|
| 機 械 科 | | 33人 |
| 電 気 情 報 科 | | 33人 |
| 建 築 科 | | 18人 |
| 土 木 科 | | 18人 |

イ 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成21年3月に県内の中学校を卒業見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。

(イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 調査書の各記録が優良であること。

(エ) 中学校長の推薦を得た者であること。

ウ 出願方法及び出願手続

(ア) 出願は、一人1学科に限る。

(イ) 推薦入学を希望する者(以下「推薦入学志願者」という。)は、所定の推薦入学願書(以下「推薦入学願書」という。)に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、(3)のウに定めるところによる。

(ウ) 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成21年3月3日(火)から同月5日(木)までに本校校長に提出すること。

エ 出願期間

出願受付期間は平成21年2月2日(月)及び同月3日(火)とし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

オ 面接

(ア) 面接は、平成21年2月9日(月)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

| | | |
|-------------|--------------|---------|
| 9:00 ~ 9:30 | 9:30 ~ 9:45 | 10:00 ~ |
| 受 付 | 氏名点呼及び注意事項伝達 | 面 接 |

(イ) 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

(ウ) 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

カ 推薦入学者の選抜

(ア) 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

(イ) 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

キ 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

(ア) 平成21年2月16日（月）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

(イ) 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成21年2月16日（月）に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

ク 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成21年3月18日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

ケ 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成21年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項12の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出不願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

(15) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成21年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成21年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成21年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

イ 入学願書及び本校の募集要項は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

2 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267 - 3101 （郵便番号920 - 0344）

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成20年11月4日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場所 金沢市中央消防署管轄区域内

日時 平成20年11月9日 午前9時から午前9時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成20年11月9日 午前10時から午前10時30分まで

場所 金沢市金石消防署管轄区域内

日時 平成20年11月9日 午前11時から午前11時30分まで

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成20年11月19日 午後1時30分から午後3時まで

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成20年11月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成20年11月4日

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所 在 地 |
|------|---------|----------------|
| 507 | ヨネミツ管工 | 河北郡津幡町字御門い3番地2 |

平成20年(2008年)11月4日 印刷
平成20年(2008年)11月4日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄